
AMT/NEWSLETTER

Energy

2026 年 10 月

長期脱炭素電源オークション第 4 回募集に向けた制度変更(後編) —洋上風力、蓄電池—

弁護士 宇田川 法也 / 弁護士 沓水 一輝 / 弁護士 重松 圭太 / 弁護士 新庄 絢 / 弁護士 小林 伸

Contents

- I. はじめに
- II. 洋上風力
- III. 蓄電池
- IV. おわりに

I. はじめに

2026 年度の長期脱炭素電源オークション第 4 回募集に向けた手続きが今秋から開始される。既に、水素・アンモニア発電に関する予備審査手続きについては開始しており、本年 8 月末日をもって予備審査依頼の受付が締め切られ、審査手続中となっている。

第 4 回募集に向けて、資源エネルギー庁では、「長期脱炭素電源オークションの第4回募集に向けて」及び「長期脱炭素電源オークションガイドライン」について、パブリックコメントに付した上で本年 9 月 8 日付にて公表した¹。また、電力広域的運営推進機関においても、2026 年度の長期脱炭素電源オークション募集要綱(以下「募集要綱」という。)及び長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款(以下「容量確保契約約款」という。)について、パブリックコメントに付した上で本年 9 月 2 日付にて公表している²。

本稿においては、第 4 回募集に向けた変更点を中心に、長期脱炭素電源オークションの制度概要を紹介する。火力電源を取り上げた前編に引き続き、後編では、今回新たに公募済み案件の参加を許容した洋上風力、及び、事業規律の強化に向けた整備がなされている蓄電池について取り上げる。

1 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=620226020&Mode=1>

2 <https://www.occto.or.jp/news/013102.html>

II. 洋上風力

1. 募集対象の拡大

(1) 海洋再エネ整備法の公募案件の参加の許容

従前、長期脱炭素電源オークションにおいては、洋上風力の参加は可能とされていたが、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律(以下「海洋再エネ整備法」という。)に基づく公募案件を含む FIT/FIP 案件については、固定費の二重回収を防止するため、参加が認められていなかった。

しかし、過去に選定された海洋再エネ整備法の公募案件のうち、ゼロプレミアム案件³であれば、バランシングコスト相当分を除き、FIP 交付金の交付は想定されないため、バランシングコスト相当分の FIP 交付金の受領を放棄すれば、長期脱炭素電源オークションに参加しても、固定費の二重回収の問題は生じないという整理を行い、洋上風力の第 4 回入札の募集対象を拡大した。

すなわち、第 4 回入札では、過去に海洋再エネ整備法に基づき洋上風力発電事業における第 2・第 3 ラウンドに選定された電源のうち、公募占用計画における供給価格を 0 円/kWh に変更し、バランシングコスト相当分の FIP 交付金の受領を放棄した電源については、参加が認められることとなった。

なお、今回の措置は、次回以降の海洋再エネ整備法の公募の予見性の観点から、黎明期にある第 2・第 3 ラウンド事業のみに適用することとされ、次回以降の公募における長期脱炭素電源オークションへの参加は想定されていない。

(2) 第 2・第 3 ラウンド選定案件の参加が許容された背景

今回の制度変更の背景には、洋上風力発電事業を取り巻く事業環境が近時大きく変化しており、より過酷な事業環境になってきていることへの配慮があるものと推察される。第 1 ラウンドの 3 海域における洋上風力発電事業者として選定された事業者が昨年 8 月に撤退を公表したことは記憶に新しい。国際情勢やそれに伴う金利上昇、資材調達コストの急騰等の影響により事業継続が困難となったとされるが、第 2・第 3 ラウンドで選定された事業者に対しても多少の差異はあり得るとしても同種の事業環境悪化の影響を受けているものと思われる。

第 2・第 3 ラウンドに特有の事情として、公募での供給価格点の評価において、供給価格を低くするほど有利に働く状況にあり、1 事業者でもゼロプレミアム水準で入札がなされれば、事実上、他の事業者もゼロプレミアム水準で入札しなければ落札できない仕組みとなっていたことがある⁴。そのため、第 2・第 3 ラウンドで選定されたゼロプレミアム案件については、各事業者が自らの責任でゼロプレミアム水準での入札を選択したとはいえ、保守的に供給価格を高めに確保しておくといった行動は抑制されていたものと思われる。なお、次回ラウンド以降はこの点への対策が執られる予定であり、今後は、海洋再エネ整備法に基づく公募においては、供給価格の評価にあたり想定供給価格幅を設定し、供給価格の低減のみで過度に有利な取扱いにはならないようになる見込みであり、物価変動に対応できるよう価格調整スキームも取り入れられる見込みである⁵。

今回の措置は、これらの事情を踏まえて、第 2・第 3 ラウンド選定案件に限って長期脱炭素電源オークションへの参加を認めることとし、長期固定収入を確保させることで、事業完遂を促進しようとするものと捉えられる。

3 FIP 制度における再エネ賦課金の国民負担が見込まれない供給価格(ゼロプレミアム水準)で落札された案件。海洋再エネ整備法に基づく公募では、ゼロプレミアム水準の導入後に実施された第 2・第 3 ラウンドにおいて 6 海域中 5 海域でゼロプレミアム水準での入札者が落札している。

4 洋上風力促進 WG・洋上風力促進小委員会合同会議(第 39 回) 資料 3「洋上風力事業を完遂させるための新たな公募制度」等参照。

5 令和 8 年 6 月改定後の「一般海域における占用公募制度の運用指針」等参照。

2. 募集上限及び制度適用期間

(1) 募集上限

第4回入札において洋上風力の募集上限は50万kWとされ、落札される電源は募集上限を跨ぐものまでに限定される。第4回入札には、以下の図のとおり、上記1の制度変更により、過去に選定された海洋再エネ整備法の第2・第3ラウンドの公募案件(調整係数考慮後の期待容量ベースで6案件合計70万kW程度)の参加が見込まれる。第2・第3ラウンド選定案件が入札した場合に募集量が不足し、落札できない案件が生じる可能性もあるように思われる。パブリックコメントにおいても、洋上風力発電のサプライチェーンの維持・発展や継続的な案件形成の観点から、総募集量の未達が生じた場合には、未充足分に限り、追加落札を認める救済措置を検討するべきであるという意見が出されていたが、資源エネルギー庁により、洋上風力の上限価格は、後述のとおり、閾値の20万円/kW/年より高い34～70万円/kW/年という水準であることから、需要家負担にも配慮し、募集上限を50万kWとして当該上限の範囲内で落札させることとし、追加の落札は行わないこととしたと回答されている⁶。

(参考) 過去に選定された再エネ海域利用法の公募案件

区域名	万kW※1	供給価格※2 (円/kWh)	運用年月	選定事業者構成	<導入目標> {}内は全電源の電源構成における比率
①長崎県五島市沖(浮体)	1.7	36	2026.1	戸田建設、ERE、大阪瓦斯、関西電力、INPEX、中部電力	現状：風力全体4.5GW【0.9%】 (うち洋上0.01GW)
②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖	41.5	13.26	2028.12	三菱商事洋上風力、三菱商事、C-Tech	2030年：風力全体23.6GW【5%】 (うち洋上5.7GW【1.8%】)
③秋田県由利本荘市沖	73.0	11.99	2030.12	三菱商事洋上風力、三菱商事、C-Tech、ウェンディ ジャパン	<洋上風力案件形成目標>
④千葉県銚子市沖	37.0	16.49	2028.9	三菱商事洋上風力、三菱商事、C-Tech	2030年 10GW/2040年 30-45GW (うち浮体 2040年 15GW以上)
⑤秋田県八峰町・能代市沖	37.5	3	2029.6	ERE、イベルドロー・リニューアブルズ・ジャパン、東北電力	<洋上風力国内調達比率目標(産業界目標)>
⑥秋田県男鹿市・湯上市・秋田市沖	31.5	3	2028.6	JERA、電源開発、伊藤忠商事、東北電力	2040年 65%
⑦新潟県村上市・潟内市沖	68.4	3	2029.6	三井物産、RWE Offshore Wind Japan 村上船内、大阪瓦斯	【凡例】 ●促進区域 ●希望区域 ●準備区域 ●G1風力実証海域(浮体式洋上風力)
⑧長崎県西海市江島沖	42.0	22.18	2029.8	住友商事、東京電力リニューアブルパワー	
⑨青森県沖日本海(南側)	61.5	3	2030.6	JERA、グリーン/ワインベストメント、東北電力	
⑩山形県遊佐町沖	45.0	3	2030.6	丸紅、関西電力、BP Iota Holdings Limited、東京瓦斯、丸高	

今回の検討対象

※1 容量の記載について、事業者選定済の案件は選定事業者の計画に基づく発電設備出力量。それ以外は、系統確保容量又は調査事業で算定した当該区域において想定する出力規模。
※2 ①はFIT制度適用のため調達価格。
⑤～⑩はFIP制度適用のため基準価格。

出所：第109回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 制度検討作業部会 資料5

(2) 制度適用期間

制度適用期間について、洋上風力を含む再エネ電源は20年間に限定されることとされた。再エネ電源については、長期脱炭素電源オークションだけでなくFIT/FIP制度の対象であり、期間を20年とした前提で設定されたFIT/FIP制度の調達価格等を参照して長期脱炭素電源オークションの上限価格が設定されていることから、FIT/FIP制度とのバランスを勘案して、長期脱炭素電源オークションの制度適用期間も20年とした。

3. 廃棄費用の取扱いの見直し

応札価格に含まれる廃棄費用の金額が見直された。これまでは、「海洋設備と陸上設備の建設費の5%」とされてい

⁶ <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000321229> 26頁Q38、10頁Q28参照。もっとも、長崎県西海市江島沖案件はゼロプレミアム案件ではないため、その他のゼロプレミアム案件の落札を想定して募集上限が設定されているようにも思われる。

た。しかし、海洋設備の撤去には、陸上設備の撤去に比して、より高額な廃棄費用を要する。海洋再エネ整備法の公募占用指針では、廃棄費用のため、運転開始時点で、「海洋における施工費の 70%」を同指針に従って確保しておくことが求められており、これは海洋設備の建設費の 5%の 2 倍程度の金額であり、大きな乖離があった。そのため、洋上風力の実態を踏まえ、応札価格に算入できる廃棄費用は、「海洋における施工費の 70%⁷と陸上設備の建設費の 5%の合計金額」とした。

なお、風力発電について、FIT/FIP 制度に基づく廃棄等費用積立制度による積立てが 2027 年度から開始するため、長期脱炭素電源オークションにおいても廃棄等費用の積立てが義務付けられることになった。もっとも、海洋再エネ整備法に基づく公募案件については、同法に基づく公募占用指針において、既に廃棄等費用の厳格な確保を義務付けており、引き続き同法に基づき適切な費用確保を担保することが適当であるとして、廃棄費用の積み立て義務は課せられていない。

4. 上限価格の引き上げ方向での見直し

原則として、FIT/FIP 制度の対象となっている再エネの電源種は、翌年度又は(翌年度の数値がない場合は)当該年度の上限価格をベースに、長期脱炭素電源オークションにおける上限価格を設定していた。第 3 回入札では海洋再エネ整備法に基づく直近公募(第 3 ラウンド)の上限価格である 18 円/kWh をベースに上限価格を設定していた。

現時点でも、直近公募の上限価格は 18 円/kWh で変わらないが、インフレや金利上昇の影響を踏まえると、その水準では応札が見込めない懸念があり、また、第 4 回入札で例外的に募集する、上述の第 2・第 3 ラウンド選定案件にとっても、事業を完遂するための手段として成立しないことが考えられる。一方で、洋上風力発電のコストの高さは否定できないところ、国民負担の抑制や、他電源とのバランスを考慮する必要がある。

これらの状況を踏まえ、第 4 回入札の上限価格は、2026 年 7 月 14 日に開催された「総合資源エネルギー調査会 洋上風力促進ワーキンググループ」で優先的に案件形成を進めていく目安が 30 円/kWh 程度までとされていることや、発電コスト検証 WG における洋上風力の発電コストが 30.9 円/kWh であることを参照し、以下のとおり設定することとした。

第 4 回入札の洋上風力の上限価格(円/kW/年)
$$= 31.9 \text{ 円/kWh}^8 \times 8760 \text{ 時間} \times \text{設備利用率 } 39.3\% \div \text{調整係数}$$

$$= 11.0 \text{ 万円/kW/年} \div \text{調整係数}$$

エリア毎の上限価格

(円/kW/年)

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
洋上風力	545,569	408,857	477,137	390,657	548,446	403,179	558,286	345,220	701,172

(参考) 調整係数 (2026年度供給計画で用いる調整係数の第10年度(2035年度)の「(参考)年間値」を適用)

(%)

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
風力	20.2	26.9	23.1	28.2	20.1	27.3	19.7	31.9	15.7

出所:総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 電力安定供給ワーキンググループ「長期脱炭素電源オークションの第 4 回募集に向けて」(2026 年 8 月)29 頁

⁷ 金融機関による保証状の提出の方法をとる場合には保証料を加算可能

⁸ 発電コスト検証の洋上風力の発電コスト 30.9 円/kWh(2023 年)のうち、予算関連政策経費 1.3 円/kWh を控除した 29.6 円/kWh に、2025 年(暦年)までの物価変動を建設工事費デフレーターにより補正した後の数字。

III. 蓄電池

1. 募集上限及び制度適用期間の見直し

(1) 募集条件

第3回入札では、蓄電池・揚水・LDES(長期エネルギー貯蔵システム)の募集上限は合計 80 万 kW とされ⁹、第2回の 150 万 kW から落札容量のペースを調整するために縮小された。他方で、脱炭素電源全体の落札量が募集量に達しない場合には、募集上限の2倍まで追加落札でき、上限を跨ぐ案件による超過も原則許容されていた。その結果、第3回入札では当初の上限を大きく上回る約 170 万 kW が落札された。

そこで第4回入札においては、系統接続の申込みが大幅に増加している蓄電池の落札容量のペースを引き続き調整する一方で、慣性力やブラックスタート機能等のメリットを有する揚水発電を一定程度確保する観点から、①リチウムイオン蓄電池、②リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池、③揚水の新設・リプレース等と LDES の3枠に分割し、それぞれ 40 万 kW、合計 120 万 kW を上限とした上で、上限を超える追加落札を廃止した。

第4回入札の脱炭素電源の募集量：500万kW

脱炭素火力 募集上限 50万kW	蓄電池・揚水・LDES 募集上限 120万kW※	既設原発の安全対策投資 募集上限 150万kW	洋上風力 募集上限 50万kW	
------------------------	--------------------------------	-------------------------------	-----------------------	--

※リチウムイオン蓄電池の募集上限40万kW
リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池の募集上限40万kW
揚水（新設、リプレース等）・LDESの募集上限40万kW
いずれも、運転継続時間が6時間以上の案件に限る。

(注)

- ・募集量・募集上限を跨ぐ案件の扱いは、LNG専焼火力も含めて、第3回と同様（募集量を跨ぐ案件は10倍ルール。募集上限は制約なし。）
- ・落札電源の総容量が脱炭素電源の募集量に達しない場合の扱いは、以下のとおり。
「脱炭素火力」、「リチウムイオン蓄電池」、「リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池」、「揚水（新設・リプレース等）・LDES」、「洋上風力」は、募集上限（跨ぐ案件を含む）まで。
「既設原発の安全対策投資」は、募集上限を超えて落札する。
- ・脱炭素火力の新設案件は、脱炭素部分のkWでカウント。

出所：総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 電力安定供給ワーキンググループ「長期脱炭素電源オークションの第4回募集に向けて」(2026年8月)12頁

(2) 制度適用期間

制度適用期間は、供給力提供開始年度の翌年度から原則 20 年間とされつつ、20 年より長い期間を 1 年単位で希望することが可能であり、蓄電池については上限 40 年間とされている。これまで第3回入札までは上限は設定されていなかったが、第4回から上限が設定された。

2. 事業規律の強化

(1) 経済安保推進法の認定メーカー案件の優先的取扱い(リチウムイオン蓄電池)

⁹ 第3回入札においては、調整力がリチウムイオン蓄電池に過度に偏ることを回避することを目的として、「a 揚水のリプレース案件とリチウムイオン蓄電池の案件」と「b 揚水の新設案件と リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池と LDES の案件」とが別々に設定され、a,b 共に 40 万 kW が上限とされていた。

第3回入札では、蓄電池の事業規律を強化し、セル供給源を多角化するため、リチウムイオン蓄電池とリチウムイオン蓄電池以外の蓄電池のそれぞれについて、日本を除くセル製造国・地域の1国・地域あたりの落札容量を、各蓄電池区分の総落札容量の30%未満に制限した(以下「セル製造国30%制限」という。)。しかし、結果として、セルの製造国は分散した一方、特定国のメーカーが様々な国に製造工場を保有しているため、特定国メーカーのセルを採用する案件が大半を占めたとみられ、サプライチェーン途絶リスクが引き続き高いことが課題とされた。

そこで第4回入札においては、経済安全保障推進法上、蓄電池が特定重要物資に指定され、製造メーカーに対して供給確保計画の認定を付与することができる仕組みを活用することとした。具体的には、経済安全保障推進法上、蓄電池の製造メーカーは、経済産業省が策定した蓄電池に係る安定供給確保を図るための取組方針に従って¹⁰、蓄電池の安定供給確保のための取組に関する計画(供給確保計画)を作成して経済産業大臣の認定を受けることができることとされており、当該認定を受けたメーカー又は当該メーカーが50%超の支配力を持つ国内外の子会社・孫会社が製造したセルを使用するリチウムイオン蓄電池を優先的に取り扱うこととし、募集上限の範囲内で認定付きのリチウムイオン蓄電池を価格の低い順に落札し、募集上限に達していない場合に限り認定付きではないリチウムイオン蓄電池について価格順に落札することとした。

上記落札プロセスを機能させる観点から、第4回入札では、(i)リチウムイオン蓄電池とリチウムイオン蓄電池以外の蓄電池を組み合わせ登録すること、及び、(ii)異なるメーカーが製造したリチウムイオン蓄電池セルを組み合わせ登録することは認められないこととなった。また、この優先的取扱いの導入に伴い、セル製造国30%制限は適用されないことになる。

なお、経済産業省が策定した蓄電池に係る安定供給確保を図るための取組方針はリチウムイオン蓄電池のみを対象としているため、この優先的取扱いはリチウムイオン蓄電池のみが対象となる。

(2) セル製造国30%制限(リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池)

上記のとおり、第4回入札においては、セル製造国30%制限は、リチウムイオン蓄電池には適用されないこととなった。しかし、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池については、第4回入札においても引き続きセル製造国30%制限が適用される。つまり、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に関し、日本を除くセル製造国・地域の1国・地域あたりの落札容量は、リチウムイオン以外の蓄電池の総落札容量の30%未満に制限される。

なお、第4回入札においては、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池について、複数の国・地域で製造されたセルを組み合わせ登録することは許容されておらず、電源等情報登録時に提出が求められる「蓄電池に係る事業計画」(募集要綱様式4)においてはセルを製造する国・地域は1つの国・地域に限定することとされている。

(3) JC-STAR 制度への適合

第3回入札においては、蓄電池のサイバーセキュリティ確保のため、導入する蓄電システムの主要な制御機器についてJC-STARへの適合が求められた¹¹。対象はバッテリーマネジメントシステム(BMS)、パワーコンディショナー(PCS)、エネルギーマネジメントシステム(EMS)等であり、外部と直接通信しない場合でも、間接的な通信を通じて設備全体に影響を及ぼし得る機器も含まれた。応札時には、①各機器がJC-STAR★1(レベル1)を取得していることを示す適合ラベル、②導入機器とJC-STAR制度における★1の取得対象機器と取得内容との整合及びセキュリティ対策を示すシステム構成図を、

10 https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/battery/battery_economic_security_02.pdf

11 セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度(JC-STAR: Labeling Scheme based on Japan Cyber-Security Technical Assessment Requirements)。経済産業省が2024年8月に公表した「IoT製品に対するセキュリティ適合性評価制度構築方針」に基づき、インターネット通信が可能なIoT製品について、製品に備わるセキュリティ機能を共通基準で評価・可視化し、適合製品にラベルを付与する制度である。適合レベルは★1から★4まであり、★1はIoT製品に共通する最低限のセキュリティ適合基準であり、★2以上は製品類型や利用環境に応じた、より高度な適合基準となる。

「蓄電池に係る事業計画」の添付資料として提出する必要があった。

第 4 回入札においても上記の方針が維持されることとなったが、特筆すべき注意事項として、現時点で★1 の取得対象外である機器が、将来運用開始される★2 の対象となった場合には供給力提供開始までに★2 を取得することが義務付けられることとなった。供給力提供開始後に★2 の基準が運用開始され取得対象となった場合は速やかに★2 を取得することが必要になる。また、★2 の基準の運用開始にあたり機器の変更が必要となり、追加費用が発生した場合でも契約単価の調整は行われない。パブリックコメントでは、将来の基準・審査期間が不明な中で「速やかな取得」を義務付けることへの懸念が示され、★2 の取得を努力義務とすることが要望されたが、電力広域的運営推進機関による回答はセキュリティ確保を理由に当該要望を受け入れず、原則として応札時点にて JC-STAR★1 の認証を受けた機器を導入することを要請している¹²。したがって、案件組成にあたっては、現時点の★1 取得有無に限らず、メーカーによる★2 取得方針、追加費用、取得不能時の対応等について確認する必要がある。

なお、資源エネルギー庁によると、一般送配電事業者の系統連系技術要件が 2026 年度内に改正され、2027 年 4 月以降、太陽光発電、蓄電池、風力発電、燃料電池の設備に使用される IP 通信機能を有する機器に関し、一般送配電事業者への契約申込みの際に、新たに設置する機器や取り替える機器に対して JC-STAR★1 取得機器の使用が求められることになるとされている¹³。そのため、長期脱炭素電源オークションへの入札に参加するか否かにかかわらず、蓄電池の運用を行う事業者においては、今後は JC-STAR★1 取得機器の使用を検討することが求められる。

(4) 地元調整に関する記載事項の明確化

従前より、入札に際して、地権者、立地市町村並びに敷地境界から 100m 以内の住民・事業者に対し、説明会等を通じて立地の是非を相談し、立地に支障が生じていないことを示す資料を、説明会の議事録等とともに提出することが求められていた。第 4 回入札においては、説明会等の実施は 2026 年度内に実施したものに限定することとし、ポスティングによる対応を認めないこととされ、事業規律の強化が見られる。

(5) 廃棄物処理法上の広域認定

従前同様、第 4 回入札においても、セル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物処理法上の広域認定において、当該事業に使用されるセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかについて認定を取得していることが求められる。また、応札事業者から蓄電システムについて廃棄処分の依頼が当該メーカーにあった場合には、それを拒まないことについて誓約する書類を当該メーカーから得て提出することも求められる。

3. 事業計画提出後の変更可否

事業者は、電源等情報登録時に提出することとなる「蓄電池に係る事業計画」(募集要綱様式 4)については、審査に付され、記載内容が不十分の場合には応札が認められない場合があるとされている。落札後にメ

¹² 260902_ikenboshu_kekka_boshuyoko_long.pdf Q41 及び 42 参照。

¹³ https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/cybersecurity/ 参照。なお、適用開始時期は、蓄電池に関しては、特別高圧又は高圧については 2027 年 4 月、低圧については 2027 年 10 月とされている。

メーカー又はセル、セキュリティシステムその他記載事項を変更する場合には、当該事業計画を再提出し、改めて審査を受け、合格しなければ変更は認められない¹⁴。

IV. おわりに

後編として、洋上風力及び蓄電池に関して長期脱炭素電源オークションの制度変更点を中心に取り上げた。両者ともに長期脱炭素電源オークションの制度を通じてそれぞれ個別の政策目的を実現しようとするものであり、第4回入札に向けた制度見直しはそれぞれの様相を反映したものといえる。

洋上風力については、再エネ主力電源化に向けた切り札と位置付けられ、近時のエネルギー安全保障が重要視される状況下においてその重要性が増してきている。そのような状況の下、未だ黎明期にある洋上風力について初期の案件形成を促進するための措置として長期脱炭素電源オークションを活用することになったものといえる。

蓄電池については、調整力という観点から電力システム上重要な機能を有するものとして導入拡大を推進しつつも、他方で、過度な導入ペースを抑え、経済安全保障やサイバーセキュリティの確保を行っていくことも同時に求められる状況にある。長期脱炭素電源オークションにおいて、特に蓄電池について制度見直しが続いているのはこのような事情を踏まえてのものと思われる。

長期脱炭素電源オークションを通じた脱炭素電源への投資の促進は、各電源種ごとの事情を踏まえて実施されるものであり、今回の制度見直しを契機として、実務上の対応に活かしていくことが重要と考えられる。

以上

¹⁴ 認定を受けているメーカーが製造するセルを使用し、認定付きリチウムイオン蓄電池として落札した場合、セル変更は認定を受けているメーカーが製造するセルへの変更に限り認められる。また、認定を受けているメーカーが製造するセルを使用し、認定付きリチウムイオン蓄電池として落札した場合、認定を受けていないメーカーが製造するセルへ変更することは認められない。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

- 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。

弁護士 宇田川 法也 noriya.udagawa[at]amt-law.com

弁護士 沓水 一輝 kazuki.kutsumizu[at]amt-law.com

弁護士 重松 圭太 keita.shigematsu[at]amt-law.com

弁護士 新庄 絢 aya.shinjo[at]amt-law.com

弁護士 小林 伸 shin.kobayashi[at]amt-law.com

※メールを送信する際には、[at]を@に変更してお送りください。

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。